

大和市告示第 85 号

大和市冠水監視カメラの設置及び管理運用に関する要綱を次のように定める。

平成 29 年 3 月 30 日

大和市長 大 木 哲

大和市冠水監視カメラの設置及び管理運用に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市が行う冠水監視カメラの設置及びその適切な管理運用について必要な事項を定めることにより、市民又は本市を訪れる者（以下「市民等」という。）のプライバシーの権利その他の権利利益を保護するとともに、市内における冠水及び浸水（以下「冠水等」という。）への対策の迅速化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 冠水監視カメラ 冠水等への対策の迅速化を目的として、道路のアンダーパス部、河川等の冠水等の恐れのある場所に市長が常設する冠水等を検知し発報を行う装置のうち、遠隔地で冠水等の状況を確認するための映像装置、録画装置その他必要な関連機器により構成されるものをいう。
- (2) 映像 冠水監視カメラにより撮影された映像で、記録媒体に収録されたものをいう。

(設置場所)

第 3 条 冠水監視カメラによる撮影の対象とする区域及び台数は、別表のとおりとする。

(管理責任者)

第 4 条 市長は、冠水監視カメラ及び映像の管理運用を適正に行うため、冠水監視カメラ等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、道路管理主管課の長とし、次に掲げる事務を行う。

- (1) 冠水監視カメラ及び映像の管理運用に関すること。
- (2) 冠水監視カメラ及び映像の管理運用に対する市民等からの苦情及び問合せに関すること。

(冠水監視カメラの設置等に係る措置)

第 5 条 市長は、冠水監視カメラを設置するに当たり、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 冠水監視カメラによる撮影の対象とする区域は、道路のアンダーパス部、河川等の冠水等のおそれのある場所とし、特定の個人、土地又は建物等を監視することがないよう配慮すること。
- (2) 市民等が、前号に規定する場所に冠水監視カメラが設置されていることを認識できるよう、当該場所の見やすい位置に冠水監視カメラを設置している旨及び管理責任者の連絡先を表示した冠

水監視カメラ設置標識を掲示すること。

(3) 映像については、これをみだりに閲覧できない措置を講じること。

(4) 冠水監視カメラを新たに設置しようとする場合は、事前に市民等へ周知活動を行うこと。

(映像等の保管等)

第6条 管理責任者は、映像及び映像を収録した記録媒体（以下「映像記録」と総称する。）について、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 映像は、加工又は複製することなく撮影時の状態のままで保管すること。

(2) 映像を収録した記録媒体は、施錠等により厳重に保護され、かつ、安全に管理できる場所に保管すること。

(3) 管理責任者及び管理責任者が指名した者以外の映像の閲覧及び映像を収録した記録媒体の持出しを禁止すること。

(4) 映像記録の保管期間は、撮影日の翌日から起算して14日以内とすること。ただし、冠水等の対策のため特に必要があるときは、映像記録に個人が特定できないような処置を行った上で当該保管期間を延長することができる。

(5) 前号に規定する保管期間を経過した後は、速やかに映像を消去し、映像を収録した記録媒体を破砕する等必要な処理を行うこと。

(6) 前号に掲げるもののほか、映像記録の不正利用、漏えい及び改ざんを防止すること。

(映像等の利用及び外部への提供)

第7条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、映像記録の冠水監視カメラの設置目的以外の利用又は外部への提供（以下「目的外利用等」という。）を行ってはならない。

(1) 検察官、検察事務官又は司法警察職員から犯罪捜査を目的として文書により提供を求められたとき。

(2) 前号のほか、法令に基づき文書により提供を求められたとき。

(3) 市民等の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないとき。

2 管理責任者は、前項各号に掲げる場合において映像記録の目的外利用等を行ったときは、次に掲げる事項を記録し、保管しなければならない。

(1) 目的外利用等を行った年月日及びその時間

(2) 提供先の名称、所在地及び代表者又は責任者の氏名（外部への提供の場合に限る。）

(3) 目的外利用等の目的及びその理由

(4) 目的外利用等を行った映像記録の内容

3 管理責任者は、第1項の規定により映像記録を外部へ提供するときは、必要最小限の範囲にとど

めるとともに、提供する相手方に対し、次に掲げる事項を順守させなければならない。

(1) 映像記録を適正に管理すること。

(2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。

(3) 目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに映像の消去、記録媒体の返却又は破砕等必要な処理を行うこと。

(苦情の処理)

第8条 市長は、市民等から冠水監視カメラの設置及び管理運用に関する苦情等を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じるものとする。

(その他)

第9条 映像記録に関する取扱いは、この要綱に定めるもののほか、大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）及び大和市個人情報保護条例施行規則（平成10年大和市規則第38号）の規定によるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

番号	撮影対象区域	台数
1	上草柳調整池（大和市上草柳1714番地）	1台
2	市道福田125号（大和市福田七丁目17番5号）	1台
3	市道福田93号（大和市福田二丁目30番14号）	1台